

第 1 章

「健康くろいし 21 (第 2 次)」の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 10 年後のめざす姿
- 5 基本的な方向

第1章 「健康くろいし21(第2次)」の概要

1 計画策定の趣旨

市民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる、活力ある長寿市の実現をめざして、発病を予防する一次予防を重視し、早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、平成15年5月に本市の健康増進計画である「健康くろいし21」(計画期間:10年間)を策定しました。

平成19年度には、計画の中間評価・見直しを行い「改訂版」を策定しました。

一方、国や県では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての人々が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現できるよう、平成25年度から始まる新たな基本方針及び目標を示したところ
です。

このため、計画期間の終期を迎え、市においても県が定める「県民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を勘案し、「早世の減少と健康寿命の延伸により全国との健康格差の縮小をめざす」ことを全体目標に掲げ、新たな計画を策定することとしたものです。

※ 早世とは、年若くして亡くなることをいいます。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項において市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村の住民の健康増進の推進に関する施策についての計画」であり、本市の基本計画である「第5次黒石市総合計画」の趣旨に沿った健康づくりに関する具体的な計画となるもので、「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とも連携・整合を図っています。

3 計画の期間

平成25年(2013年)度を初年度とし、平成34年(2022年)度までの10年間を計画期間とします。

4 10年後のめざす姿

全国との健康格差が縮小され、子どもから大人まで、全ての市民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会

- ・市民一人ひとりが自らの健康を大切にし、進んで健康づくりに参加できる。
- ・病気の方や介護を要する方も含め、市民一人ひとりがそれぞれに生活に満足を感じることができる。
- ・市民一人ひとりが共に支え合い、安心して生きることができる。

5 基本的な方向

(1) 市民の健康教養(健やか力)の向上

健康的な生活習慣づくりや疾病予防に取り組むための基盤となる、市民一人ひとりの健康教養(健やか力)*の向上を図るための対策を推進します。

※健康教養(健やか力)とは、健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力をいいます。

(2) ライフステージに応じた生活習慣等の改善

自立した日常生活を営むことができるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、食生活、運動等の健康的な生活習慣づくりを推進するとともに、こころの健康づくりを推進します。

(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病に対処するため、「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、「二次予防」である病気の早期発見・早期治療に努め、病気になっても悪化させないために重症化予防対策を推進します。

(4) 市民の健康を支え、守るための社会環境の整備

地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、社会全体が相互に支え合いながら市民の健康を守る環境が整備されるよう、行政関係者をはじめ、企業、学校、関係団体、マスメディア等との連携を図りながら、効果的に対策を推進します。

《 健康くろいし21(第2次)概念図 》

